

南種子町内の農業法人のみなさんへ

【 地域を守る農業法人の後継者を育てましょう 】

農業法人が行う後継者育成への支援制度を 令和4年度から新設いたしました！！

町内において、本社・営業所又は研修所を有する農業法人が、常勤社員を雇用し労働環境の向上に取り組むなど将来の農業担い手を育成した場合に、農業法人への支援制度を新設しました。

詳しくは、総合農政課 農業再生対策係へお問い合わせください。

【 支援内容 1 】

次世代の農業後継者に対して、1法人2社員(会社役員を除く)を対象上限として、年間の社会保険事業主負担相当額(賞与分は対象外)を支援

【 支援内容 2 】

特定地域づくり事業協同組合に出資加入している農業法人については、対象社員1人あたり年間3万円の加算措置